

「知的財産推進計画2024」の策定に向けた意見

1. 放送コンテンツ等の海賊版対策について

- SNS等における海賊版対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は年々増加しており、他方でプラットフォーム事業者や違法コンテンツの配信者等に広告収入に基づく利益が発生しているという歪な構造は早急に是正されるべきと考える。
放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、▽プラットフォーム事業者等のインターネット関連事業者のより一層の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽SNS等の利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者等に対する、▽法的責任範囲の再検討、▽海賊版対策への一定の対応義務および費用負担義務—など、積極的な協力を促す施策を要望する。
- 海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせる、いわゆる「ISD（不正ストリーミングデバイス）」など）について、さらなる法規制の強化を要望する。
- 海外サーバーを経由した違法配信について、日本の権利者からの削除要請に応じないプラットフォーム事業者、海外ホスティングプロバイダ等も存在しており、日本国内の個々の権利者が実行しうる施策には限界がある。国際的な捜査協力の強化や政府間の国際連携による海賊版対策の枠組み作りを要望する。

2. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- 世界知的所有権機関（WIPO）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は、国際的な放送コンテンツの海賊版対策に有効な内容とすることを前提に、日本政府においては早期の条約成立に向け、加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

3. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につなげるデジタル時代に対応した新たな方策の検討を要望する。それまでの間、現行の私的録画補償金制度において、対価還元が実現されるよう支援されたい。

4. コンテンツの海外展開の推進について

- 放送コンテンツは、日本のコンテンツ産業の要として、ドラマ、ドキュメンタリー、エンターテインメントから地域情報まで多彩で豊富な作品を有し、地域経済への波及効果も大きい。しかしながら、海外のコンテンツ市場において、政府・公的機関の支援を受けた各国企業、グローバル企業との競争は激化しており、競争力のさらなる強化が不可欠である。政府においては、コンテンツは国の基幹産業であるとの認識のもと、世界に通用するコンテンツの制作やローカライズの高度化・効率化、プロモーションの強化、商談機会の戦略的創出、海外展開を担う幅広い人材の育成など、効果的で継続性のある施策を講じ、コンテンツに係るあらゆるプロセスにおいて事業者を支援する制度・体制を構築するよう要望する。

5. 生成A I等に関する検討の継続・推進について

- 生成A Iについては、知的財産権の側面をはじめとする多面的な検討が必要である。今後も技術の発展に伴い顕在化する課題を、法改正も視野に入れて迅速に検討することを要望する。
- 生成A Iなどのデジタル技術を用いたいわゆるディープフェイクについては、すでに著作権・著作隣接権の侵害となる放送番組を使った悪質な事案も発生しており、報道機関としての報道・情報の信用が損なわれることを強く危惧する。A I事業者による技術的対策や著作権法以外の法律での対応なども含め、ディープフェイク対策について多面的に検討することを要望する。

6. 著作権教育の推進について

- 青少年の多くがスマートフォンを使用し、インターネット上のコンテンツにアクセスする環境のなか、コンテンツの違法アップロードや、それを助長する違法コンテンツ視聴の抑制なども含め、著作権教育の強化を推進されたい。

以 上